

ID: 3034

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	商工会の設立の認可
法令名 根拠条項	商工会法 第23条第1項
法令番号	昭和35年法律第89号
<p>【基準】</p> <p>法第23条の規定による。 (設立の認可)</p> <p>第23条 発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。</p> <p>(1) 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。 (2) 第13条本文に規定する者の2分の1以上が会員となるものであること。 (3) その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。 (4) その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。 (5) 設立しようとする商工会が第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。</p> <p>3 経済産業大臣は、第1項の認可(第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会の設立に係るものに限る。)をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	<p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第60条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令〔昭和35年政令第149号〕 商工会法(以下「法」という。)に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもの(全国商工会連合会に関するものを除く。)は、商工会又は都道府県商工会連合会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法中次に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p> <p>1 法第23条第1項(法第55条の15において準用する場合を含む。)及び第3項(法第44条第4項(法第48条第5項において準用する場合を含む。)及び法第52条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する事務</p> <p>北海道経済部の事務処理の特例に関する条例(平成12年条例第16号) (市町村が処理する事務の範囲等)</p>

第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第1（第2条関係）

<p>3 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。） (1) 法第23条第1項の規定による商工会の設立の認可</p>	<p>次表に掲げる市町村</p>
--	------------------

別表第2

<p>・・・名寄市・・・</p>

<p>設定年月日</p>	<p>平成28年7月31日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>令和4年7月29日</p>
---------------------	-------------------	-----------------------	------------------